

(男性の場合)

(対象・昭和28年4月1日生まれの者)

年金相談ツール
「年金秘書」
平成22年3月6日

氏名 殿

住所

TEL ()-()

生年月日 S23.04.30 生

加給年金が付く場合(1)

振替加算がつく場合(1)

定額部分受給開始年齢 64歳

6006 繰上指数

60歳 6月で繰り上げした場合

定額部分 792,413 円

経過的加算 313 円

報酬比例部分 834,263 円

基礎年金部分 792,100 円

65歳以後支給額	176,022	円	分子	12	分母	54
繰上対象額	616,078	円	分子	42	分母	54

1. 繰上をしないで受給する場合。

60歳		64歳		65歳	
報酬比例	834,263 円	加給年金		加給年金	
		報酬比例	834,263 円	報酬比例	834,263 円
		定額部分	792,413 円	経過的加算	313 円
				基礎年金	792,100 円
合計	834,300 円	合計	1,626,700 円	合計	1,626,700 円
月額	69,525 円	月額	135,558 円	月額	135,558 円
		(65歳迄の受給額)			
		4,963,900 円			

2. 老齢基礎年金の全額を対象にして繰上受給する場合。

60歳 6月		64歳		65歳	
加給年金		加給年金		加給年金	
報酬比例	834,263 円	報酬比例	834,263 円	報酬比例	834,263 円
経過的加算		経過的加算	313 円	経過的加算	313 円
73.0% 基礎年金	578,233 円	基礎年金	578,233 円	基礎年金	578,233 円
合計	1,412,500 円	合計	1,412,800 円	合計	1,412,800 円
月額	117,708 円	月額	117,733 円	月額	117,733 円
(定額支給迄の受給額)		(65歳迄の受給額)		(通常受給との差額)	(65歳以後差額)
48 42 4,943,750 円	12 12 1,412,800 円	1,809,800 円	213,900 円	8.5	
6 417,150 円		通常受給と同額となる年齢		73.5 歳	
	合計	6,773,700 円	(一部繰上受給との差額)	(65歳以後差額)	
			-213,900 円	47,600 円	
			一部繰上と同額となる年齢		
				-4.5 歳	

3. 老齢基礎年金の一部と定額部分の全部を対象にして受給する場合。

60歳 6月		64歳		65歳	
報酬比例	834,263 円	加給年金		加給年金	
22.2% 定額部分	176,092 円	報酬比例	834,263 円	報酬比例	834,263 円
厚年部分計	1,010,400 円	定額部分	176,092 円	経過的加算	313 円
		厚年部分計	1,010,400 円	加算基礎	176,022 円
73.0% 基礎年金	449,737 円	基礎年金	449,737 円	基礎年金	449,737 円
国年部分計	449,700 円	国年部分計	449,700 円	国年部分計	625,800 円
合計	1,460,100 円	合計	1,460,100 円	合計	1,460,400 円
月額	121,675 円	月額	121,675 円	月額	121,700 円
(定額支給迄の受給額)		(65歳迄の受給額)		(通常受給との差額)	(65歳以後差額)
48 42 5,110,350 円	12 12 1,460,100 円	2,023,700 円	166,300 円	12.2	
6 417,150 円	合計	6,987,600 円	通常受給と同額となる年齢		
				77.2 歳	